

## 随意契約・オープンカウンタ方式による見積依頼公告

下記のとおり随意契約・オープンカウンタ方式による見積合せを行いますので、公告します。

### 記

#### 1. 随意契約・オープンカウンタ方式による見積合せに付する事項

- (1) 業務名 平成30年度逐次刊行物購入
- (2) 納入場所 仕様書のとおり
- (3) 業務内容 仕様書のとおり
- (4) 契約期間 契約締結日から平成31年3月29日

#### 2. 随意契約・オープンカウンタ方式による見積合せに参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 平成28・29・30年度一般競争(指名競争)参加資格(物品製造等)(全省庁統一資格)において、資格の種類が「物品の販売」であり、「C」又は「D」等級に格付けされ、近畿地域の資格を有する者であること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立をしていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立をしていない者であること。なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立をした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立をした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において、競争参加資格の再認定を受けている者であること。
- (5) 当局の契約担当官等と締結した契約に関し、契約に違反し、または同担当官等が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等当局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- (6) 各省各庁から指名停止等を受けていない者(支出負担行為担当官が特に認める者を含む。)であること。
- (7) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (8) 下記3の見積合せ参加申込を行い、その審査に合格した者であること。

#### 3. 見積合せ事項を示す場所及び見積合せ参加申込み場所等

- (1) 場所 大阪市中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館 8階  
近畿財務局総務部会計課用度係 電話 06-6949-6353(直通)
- (2) 見積合せ参加申込書受付期間  
平成30年3月13日(火)～平成30年3月29日(木)(土日祝を除く)(受付時間 9:30～12:00 及び 13:00～16:00)  
見積合せ参加希望者は、見積合せ参加申込書を提出すること(申込書等の様式の送付を希望する場合は上記(1)に連絡すること)。なお、郵送による提出も可とする。郵送で提出する場合は必ず上記(1)に連絡すること。
- (3) 仕様書等の交付  
上記(1)の場所による貸与を原則とする。貸与した仕様書等は、見積合せの日までに返却すること。

#### 4. 見積合せについて

- (1) 見積書提出期限  
日時:平成30年3月30日(金)(14:00必着)  
場所:大阪市中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館 8階 近畿財務局総務部会計課用度係  
持参若しくは簡易書留にて郵送すること。  
なお、見積書は当局指定様式による提出、又は事前に当局より承認を得た見積書によること。
- (2) 見積合せ  
日時:平成30年3月30日(金)15:30  
場所:大阪市中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館 8階 執務室

#### 5. 契約保証金

全額免除する。

#### 6. 見積書の無効

本公告に示した参加資格のない者が提出した見積書、見積合せ参加申込書又は提出資料に虚偽の記載をした者が提出した見積書、及び見積りに関する条件に違反した見積書は無効とする。

#### 7. 請書の作成

契約相手方は当局指定の請書を提出すること。

#### 8. その他

予定価格の範囲内で予定値引き率を上回り、かつ最大の値引き率をもって有効な見積書の提出を行った者を契約相手方とする。なお、同値引き率の見積書があった場合には、見積合せ事務に関係のない当局職員が「くじ」を引き契約相手方を決定する。

平成30年3月13日

支出負担行為担当官  
近畿財務局総務部次長 中尾 直樹